

特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に  
基づく抜本的改正を求める意見書について

特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく抜本的改正を求め  
ることに關して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年10月5日

旭川市議会  
議長 福 居 ひでお 様

提出者 旭川市議会議員

小 林 ゆうき  
植 木 だいすけ  
江 川 あ や  
塩 尻 英 明  
高 橋 紀 博  
高 木 ひろたか  
品 田 ときえ  
高 見 一 典

特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に  
基づく抜本的改正を求める意見書

2016年（平成28年）に改正された特定商取引法（以下「特商法」という。）の附則に定められた、いわゆる5年後見直し規定に基づく見直しの時期が、2022年12月に経過した。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件で、特商法の対象分野の相談は全体の約55パーセントという高い比率を占めている。とりわけ訪問販売、電話勧誘販売の割合は、認知症等の高齢者の消費者トラブルの中で48.6パーセントと多数を占めている。このことから、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要である。

また、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4パーセントと最多となっており、デジタル社会の進展、さらにはコロナ禍の影響もあって、インターネット通販におけるトラブルが増加していることが見て取れる。この傾向はデジタル社会の更なる進展とともに、今後、更に強まると思われる。

他方、マルチ取引（連鎖販売取引）については毎年約9,000～10,000件程度と無視できない件数で推移しているが、その半数近くが20歳代となっている。今後は、2022年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳から19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想される。

よって、国においては、これらの被害に対処するため、次のような特商法の改正を行うために消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めることを強く要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度を導入すること。
- 2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等、電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者、勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。
- 3 マルチ取引（連鎖販売取引）について、国による登録、確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防、救済のための規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。